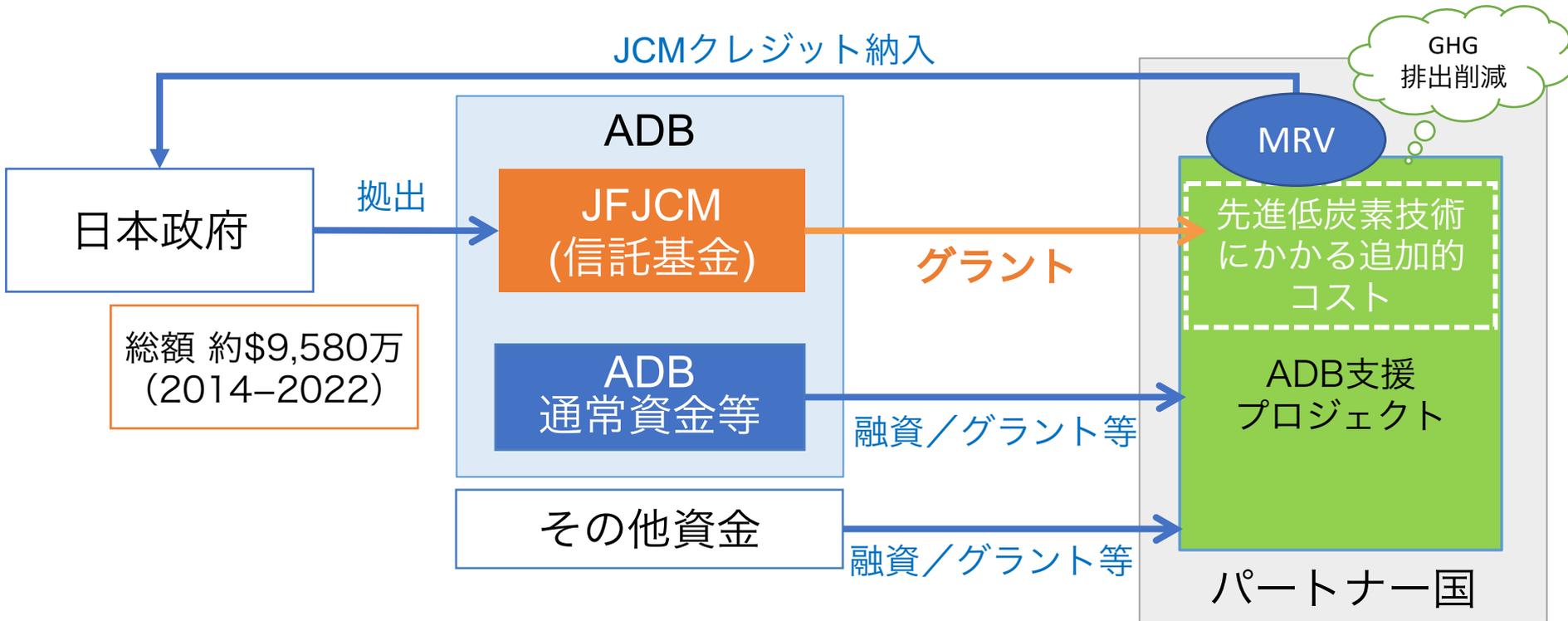


JCM日本基金 (JFJCM)



JFJCM 支援対象・条件

- ADBから資金支援（ローン、グラント等）を受ける案件であること
- 先進的な低炭素技術の導入を伴う案件であること（エネルギー起源CO2削減を含む）
- ノンソブリン案件（民間セクターに対するファイナンス）
 - 開発途上国で実施される民間セクター案件事業者等へのADB融資に対する利子補給
 - 支援上限：総事業費の10% or \$1,000万の少ない方
- ソブリン案件（政府や公共セクターに対するファイナンス）
 - 優れた低炭素技術導入に伴う追加的コストに対しグラントを提供（モノ、サービス、能力向上トレーニング等含む）
 - 支援上限 (1)総事業費の10% or \$1,000万の少ない方
(2)総事業費 < \$5,000万の場合、\$500万
- JCM設備補助事業との併用は不可

JCM日本基金 (JFJCM)

JFJCM 支援対象国

- JCMパートナー17カ国のうち、ADBの支援対象国である11カ国
 - バングラデシュ、カンボジア、インドネシア、ラオス、モルディブ、モンゴル、ミャンマー、パラオ、フィリピン、タイ、ベトナム

民間事業者の参画方法

- ノンソブリン案件
 - GHG削減を伴うプロジェクトの実施においてADBから融資を受ける際、JFJCMによる利子補給を利用
- ソブリン案件
 - プラント建設・設備機器納入等の入札に参加（事業者・サプライヤーとして）
 - JFJCM案件は、先進的な低炭素技術の導入を条件とし、入札における技術要件を厳しく設定している。またライフサイクルコストによる評価を採用するため、発電効率や省エネ効果の高い設備機器等を含む提案が有利となる。
 - 案件形成調査、詳細設計、調達等にかかるコンサルティングサービスの提供

相談窓口

Tatsuya Yanase

Environment and Climate Change Specialist /
JFJCM Fund manager

+63 2 8632 4431 | tyanase@adb.org

Climate Change and Disaster Risk Management Division
Sustainable Development and Climate Change Department
Asian Development Bank

Takahiro Murayama

Low Carbon Project Development Specialist (Consultant)

+63 2 8632 4444 | tmurayama.consultant@adb.org

ご参考：JCM日本基金（JFJCM）と令和4年度JCM設備補助事業の比較

比較事項		JFJCM		R4年度 JCM設備補助事業
		ソブリン案件	ノンソブリン案件	
ファイナンスに関わる事項	前提	ADB資金支援を受ける案件であること		
	対象国	JCMパートナー国のうちADB支援対象であるアジア太平洋の11カ国		JCMパートナー17カ国
	資金支援 上限額	グラントとして、 (1) 総事業費<\$5,000万の場合: \$500万 (2) 総事業費>\$5,000万の場合: 総事業費の10% or \$1,000 万の少ない方	ADB融資の利子補給として、 総事業費の10% or \$1,000万の少ない方	当該国で初めて設備補助で導入される技術についてCO2削減に直接資する費用の50%上限、 2～4件目: 40%上限、 5件目～: 30%上限
	案件発掘の起点	各国政府起点	事業者起点	事業者起点
	競争入札の有無	国際競争入札が原則必須	案件毎に異なる	案件毎に異なる
	ファイナンス適格性 確認	融資についてADBが審査 JFJCMによる支援についてADB及び環境省が審査		執行団体及び環境省が審査
	費用対効果	<\$40/tCO2を目安		≦4000円/tCO2であること (詳細は公募要領参照)
	申請者	各国政府 (JFJCM申請書類はADB案件担 当者が作成)	ADB融資を受ける事業者 (JFJCM申請書類はADB 案件担当者が作成)	日本法人
	応募時期	随時受付、年度の区切り無し		年度毎に公募 (詳細は公募要領参照)
建設期間	制限なし		採択年度を含め3年度以内	

ご参考：JCM日本基金（JFJCM）と令和4年度JCM設備補助事業の比較

比較事項		JFJCM		R4年度 JCM設備補助事業
		ソブリン案件	ノンソブリン案件	
J C M 関 連 手 続 き	方法論・PDD	JFJCM Grant から支出可能		環境省予算で支援
	TPE費用 (妥当性確認、 検証の費用負担)	妥当性確認及び1回目の検証費用を JFJCM Grant から支出可能		妥当性確認及び1回目の検証 費用を環境省が支援
	モニタリング期間	事業実施期間、またはJCM署名が有効 な期間のうち、いずれか短い方		主となる設備の法定耐用 年数
	クレジット配分	貢献度合いに応じ、日本政府・対象パートナー国政府等の間で協議		
	検証回数	稼働開始から1年後に1回目の検証を実施。その後、2030年までの削減量にか かる検証を2031年に実施（モニタリング期間が2030年より前に終了する場合、 その事業期間分まで）		
	MRVの責任所在	ADB案件における実施主体 (Borrower)		国際コンソーシアムの代表 事業者
	JCMプロジェクトの 適格性確認	両国政府代表者から構成されるJCM合同委員会が確認		
	対象GHG	温室効果ガス7種、ただしエネルギー起源CO2削減を含むこと		